

『現場配置技術者の3ヶ月以上の雇用確認について』

の一部変更についてのお知らせ

四日市港管理組合が発注する建設工事において配置を要する専任の監理技術者・主任技術者の恒常的な雇用（3ヶ月以上）の確認について、下記のとおり変更します。

(1) 「現場配置技術者の3ヶ月以上の雇用確認について」(平成19年6月1日施行)のうち対象工事について

【改正点】

建設業法施行令の一部を改正する政令(平成28年政令第192号)が平成28年6月1日より施行されることに伴い、専任の監理技術者・主任技術者の恒常的な雇用(3ヶ月以上)の確認の対象となる工事の金額要件を変更します。

変更後

対象工事について

四日市港管理組合が発注する契約金額3,500万円以上の工事(建築一式は7,000万円以上)

現 行

対象工事について

四日市港管理組合が発注する請負価格2,500万円以上の工事(建築一式は5,000万円以上)

(2) 適用次期

平成28年6月1日以降、契約締結する案件(事前に配置技術者氏名の提出を求める場合は予定を含む。)から適用します。

現場配置技術者の 3 ヶ月以上の雇用確認について

監理技術者制度運用マニュアルにより、発注者から直接請け負う建設業者の**専任の監理技術者・主任技術者は、恒常的な雇用 3 ヶ月の確認**が必要になったため、四日市港管理組合は以下の通りその運用方針を定め、雇用状況の確認をしますので、現場配置技術者に関する書類を提出する際に併せて提出（一部のものは提示）をお願いします。

対象工事について

四日市港管理組合が発注する請負価格 2, 5 0 0 万円以上の工事（建築一式は 5, 0 0 0 万円以上）

確認時期について

○一般競争入札（議会案件含む）等、事前に配置技術者氏名の提出を求める場合

落札候補者に対して、競争入札参加申請受付最終日以前 3 ヶ月以上の雇用を確認します。

○事前に配置技術者氏名の提出を求めない一般競争入札・指名競争入札・随意契約等の場合

契約業者に対して、契約日以前 3 ヶ月以上の雇用を確認します。

確認方法について

監理技術者資格者証の写し又は会社名と雇用期間が明記されている**保険証等の写し**を、配置予定技術者に関する書類を提出する際に併せて**提出**して下さい。

※ 保険証等とは、技術者氏名と資格取得年月日と事業所名が明記されているもので、次に挙げるものとします。

- ・ 事業所名の記載されている健康保険被保険者証
- ・ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬月額決定通知書
- ・ 雇用保険被保険者資格所得時確認通知書

上記、保険証等で確認できない場合は、次の**(1)～(4)全ての書類を提示**して下さい。

(1) 次の A～C に挙げる書類 1 種類

- A. 確定申告書の表紙（原本）及び役員報酬明細（提出直前の税務署受理済みの原本）
- B. 市町村が発行する所得証明書（写し可）及びそれに対応する源泉徴収票発行控え（原本）
- C. 住民税特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用・提出直前の原本）

(2) 賃金台帳又はそれに類する給与の支払いに関する書類（3 ヶ月分の原本）

(3) 出勤簿又はそれに類する給与の支払いに関する書類（3 ヶ月分の原本）

(4) 所得税源泉徴収簿（3 ヶ月の雇用がわかるもの 原本）

- ※ (1) について法的な義務付けが無いため、書類が全くないという方は、各発注機関にご相談ください。
- ※ (2) について最低賃金以下等、著しく賃金が低い場合は、雇用として認められない場合があります。
- ※ (3) について出勤日数が著しく少ない場合は、雇用として認められない場合があります。

これらの確認は、平成19年6月1日以降に公告要件を審議する指名審査会にかかる案件から適用します。

附 則 平成19年6月1日 施行

四日市港管理組合 経営企画部経営企画課
059-366-7009